# 組合だより

【 第293号 平成30年11月 日本羊腸輸入組合 】

#### お知らせ

中国肉類協会天然腸衣分会(CNSCA)との合同会議を開催することとし、 準備を進めることになりました。合同会議開催の準備方針は次のとおりです。

- 開催日時:平成31年3月13~15日
- 〇 開催場所:中国厦門
- 費用負担:現地集合現地解散とし、旅費は参加者の自己負担

その他、日本側負担費用については参加者による均等負担

組合員各位には、別途、参加者募集の御案内をしますのでご承知ください。

### 理事会

○10月24日、全理事・監事が出席し平成30年度第4回理事会が開催されました。①平成30年度収支見込、②CNSCA及びCFNAとの合同会議開催について審議しました。(CNSCAとの合同会議については上述のとおりです。)

#### 事務局

- ○10月 3日 経産省農水産室、農水省国際衛生対策室との意見交換
- ○10月 4日 厚労省輸入食品安全対策室との意見交換
- ○10月 4日 東京国税局消費税課との軽減税率制度説明会打合せ
- ○10月 5日 動物検疫所長との意見交換(川村理事長・関副理事長)
- ○10月23日 経産省農水産室長他、農水省国際衛生対策室長他との意見交換(川村理事長)
- ○10月24日 消費税軽減税率制度説明会の開催(概要は別掲)
- ○10月30日 日本ハム・ソーセージ工業協同組合専務理事との意見交換( 川村理事長)

統計 \*統計の詳細は組合ホームページで御確認下さい。

## 【財務省貿易統計】

平成30年9月の天然ケーシング輸入量は、次のとおりです。

- ・総輸入量 378.8t(前月比+ 1.9t、+ 0.5%/前年同月比+73.1t、+23.9%)
- 中国原産 222.9t( " △12.1t、△ 5.1%/ " +24.4t、+12.3%)
- ・豪州原産 94.7t( 〃 +41.3t、+77.5%/ " +47.1t, +98.8%)
- N Z 原産 57.5t( " △21.3t、△27.1%/ " △ 2.0t、△ 3.3%)

#### 【組合報告統計】

平成30年9月の天然ケーシング輸入量は、次のとおりです。

報告数量 合計: 917、977ペクス(前年同月比:110.8%)

羊腸: 892,577ペクス( ":109.1%) 豚腸: 25,400ハンクス( ":239.6%)

【ソーセージ生産量(出典:日本ハム・ソーセージ工業協同組合)】

平成30年8月のソーセージ生産量は、次のとおりです。

・ソーセージ類合計生産量 : 26, 312. 7トン(前年同月比: 99.5%)

ウィンナーソーセージ : 19, 377. 7トン( " : 99.7%)

・フランクフルトソーセージ: 3,563.0トン( ":100.2%)

#### HP更新内容(統計関係を除く)

- ○中国でのアフリカ豚コレラ発生に関連する情報提供(16報:19例目)
- ○中国でのアフリカ豚コレラ発生に関連する情報提供(17報:20例目)
- ○平成30年北海道胆振東部地震により影響を受けている下請中小企業との取 引に関する配慮について
- ○平成30年台風第19号、第20号、第21号の暴風雨等により影響を受け ている下請中小企業との取引に関する配慮について
- ○中国でのアフリカ豚コレラ発生に関連する情報提供の取り扱いについて
- ○臨時休業のお知らせ
- ○CNSCA設立20周年記念式典等出席報告
- ○携帯品持ち込みのソーセージのアフリカ豚コレラウイルス遺伝子検査陽性に 関する動物検疫所資料

#### 参考情報

#### 【INSCAからの家畜伝染病発生通知(日付はOIEへの報告日)】

- ○10月 1日 コロンビア 口蹄疫の発生
- ○10月 3日 モルドバ アフリカ豚コレラの発生
- ○10月 5日 ハンガリー アフリカ豚コレラの発生
- ○10月 8日 ブラジル 口蹄疫の発生
- ○10月11日 コロンビア 口蹄疫の発生
- ○10月20日 ウクライナ アフリカ豚コレラの発生
- ○10月23日 ブルガリア アフリカ豚コレラの発生
- ○10月24日 ルーマニア アフリカ豚コレラの発生
- ○10月24日 中国 アフリカ豚コレラの発生
- ○10月26日 コロンビア 口蹄疫の発生
- ○10月29日 ルーマニア アフリカ豚コレラの発生
- ○10月29日 南アフリカ 口蹄疫の発生

#### 【消費稅軽減稅率説明会概要】

10月24日(水)、来年10月1日から導入予定の消費税軽減税率制度の説明会が開催されました。講師は東京国税局課税第二部消費税課国税実査官の上野公平氏にお願いし、組合員関係者21名が出席しました。

冒頭、川村理事長より「組合事業の一環として、来年10月1日に迫った消費税率引き上げを前に、同時に運用開始される"軽減税率制度"についての勉強会を企画しました。本日は、日頃組合の会合にあまり参加されない会員企業の管理部門担当社員の方にもお集まりいただいており、有意義な説明会になることを希望しています。社会保障の充実と、世界でも類を見ない巨額な債務を抱えた日本国財政を健全化していくための増税と理解しております。我々一社一社が国民としての義務を果たし、国の財政が健全化して、社会保障が充実し、安心して暮らしていく為にも、今回の消費税率引き上げが正しく行われるように、十分に勉強し協力していきましょう。」との挨拶がありました。

続いて、東京国税局消費税課 上野国税実査官からリーフレットに基づき軽減税率制度についての説明が行われました。

ご説明内容と質疑応答のポイントは次のとおりです。

#### -説明の主要ポイントー

- ○軽減税率制度の導入は来年10月1日だが、10月決算の法人については、 本年11月から始まる決算期間の最後の1か月(来年10月)は複数税率が 実施されることとなることに注意。それぞれ決算期が始まる前に準備が必要。
- ○現行税率8%と軽減税率8%では、国と地方税率が異なるため税務申告の際 には注意が必要。

- ○軽減税率の対象品目となるかどうかは、物品の販売者が判断。天然腸の販売 は、軽減税率の対象となる。
- ○仕入れ時の請求書受領時の留意点は、軽減税率対象の8%か対象外の10% かの区分が明確になっているかどうかの確認が必要。販売時の請求書の作成 は、軽減税率対象品目であることを記載し複数税率に対応した請求書とする ことが必要。
- ○軽減税率対象の飲食料品は、食品表示法に規定する食品との考えから添加物 も含まれる。
- ○天然腸の販売に際して輸送料を別途請求する場合については、送料部分は軽減税率の対象とはならない。送料込みで販売する場合には、全体が軽減税率の対象となる。
- ○羊腸の委託加工を行っている場合は、加工賃として標準税率10%が適用される。
- ○平成35年10月から導入される適格請求書等保存方式(インボイス制度)では、適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となり、適格請求書の発行は適格請求書発行事業者としての登録が必要となる。この登録は課税事業者でなければならない。
- ○課税事業者は、適格請求書を前提に準備すれば平成35年9月まで適用される区分記載請求書の記載事項を満たすことができるので、2段階で請求書を用意する必要はない。

#### -質疑応答-

- Q1:軽減税率の対象かどうかは販売者が判断するとのことだが、羊腸の加工 助剤(添加剤)は食品衛生法の添加物に該当すると判断され、添加剤の販 売者が標準税率10%で請求してきた場合には、食品添加物なので8%対 象になるのではないかと販売者に求めることは如何か?
- A1:売り手の判断だが、食品添加物として販売するということであれば軽減 税率8%で請求されることになる。仕入側で8%対象と指導していただく ことは構わない。
- Q2:適格請求書発行事業者としての登録は事業者の判断によるとのことだが、 適格請求書を発行しないと仕入れ税額控除を受けられないということは、 取引の実態からすれば、登録しないと取引上不利になるので必ず登録する 必要があるという理解で良いか?
- A 2:適格請求書を発行しないと税額控除が出来なくなるので、その点を勘案 していただき登録申請をしていただくことになる。課税事業者であれば必 ず登録しなければならないという制度ではなく、あくまでも事業者の方が 検討して登録いただくことになるが、実質、事業者間の取引であれば是非 登録していただくことになる。一般消費者との取引しかしていなければ、 消費者は仕入れ税額控除は関係ないので、この取引しかしていない事業者 は登録しないという選択はある。
- Q3:羊腸加工の場合には標準税率10%が適用されるということだが、天然

腸そのものの所有権は相手方にあって、加工のみを行い相手方に戻すケースと考えていいか?

A3:天然腸加工のみを受託する場合には、食品に付随する加工であっても、 あくまでも加工賃を請求することになるので、役務としての加工賃に掛か る税率は10%となる。

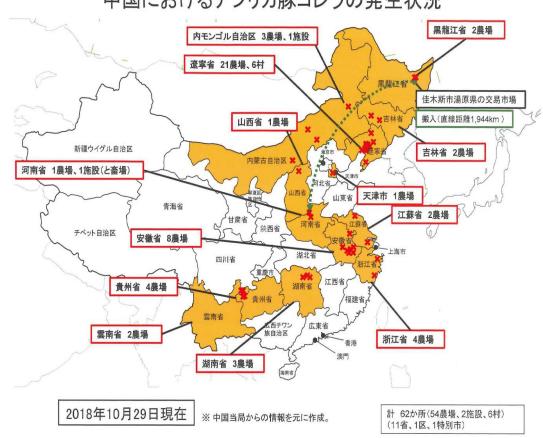
(事務局注:説明会に使用されたリーフレットは、説明会開催案内に添付したものです。国税庁HPには、この他にQ&A等の詳細資料が掲載されておりますので、ご参考にしてください。)

### 【中国におけるアフリカ豚コレラの発生情報】

これまで、中国でのASFの発生情報については、発生22例目までその都度ホームページに掲載してきましたが、今後は農水省発表の発生状況を組合だよりに掲載することとしました。

但し、天然腸の輸入検疫手続きに変更を及ぼすような事例の場合には、速 やかにEメール及び会員ページでお知らせすることとしますので、ご了承く ださい。

# 中国におけるアフリカ豚コレラの発生状況



## 今後の主な予定

- ○11月 5日(月) 創立記念日(臨時休業)
- -2019年-
- 1月16日(水) 平成30年度第5回理事会収 平成31年賀詞交換会
- 〇 3月13(水)
  - ~15日(金) 中国肉類協会天然腸衣分会との合同会議
- 3月27日(水) 平成30年度第6回理事会
- 4月17日(水) 平成30年度第7回理事会
- 5月27日(月) 第56回通常総会

以上